百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会作業部会　設置要綱

資料2-3

（趣　旨）

第１条　この要綱は、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会設置要綱第５条第２項の規定に基づき、百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会作業部会（以下「作業部会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（協議事項）

第２条　作業部会は、次の事項を協議する。

　（１）百舌鳥・古市古墳群世界遺産協議会（以下「協議会」という。）における協議事項に関すること

　（２）百舌鳥・古市古墳群包括的保存管理計画の実施状況の把握及び協議会に対する課題、施策案の提示

（３）資産及びその周辺環境の保存管理と整備活用に関する重要事項の調整

　（４）世界遺産委員会への提出が必要な資産の保全状況の定期報告書等に関すること

（組　織）

第３条　作業部会は、別表第１に掲げる委員をもって構成する。

（役　員）

第４条　作業部会に、次の役員を置く。

　（１）部会長　　１名

　（２）副部会長　１名

　２　役員は、別表第２に掲げる職にある者をもって充てる。

　３　部会長は、作業部会を総括する。

　４　部会長が不在のときは、副部会長がその職務を代理する。

（会　議）

第５条　作業部会は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。

　２　作業部会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶　務）

第６条　作業部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１２月２０日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和２年５月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年５月１３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年５月１２日から施行する。

別表第１（第３条関係）

　大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事

　大阪府教育庁文化財保護課長

　堺市文化観光局歴史遺産活用部世界遺産課長

　羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部文化財・世界遺産室長

　藤井寺市教育委員会事務局教育部文化財保護課長

別表第２（第４条関係）

　部会長　大阪府府民文化部都市魅力創造局副理事

　副部会長　大阪府教育庁文化財保護課長